

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、1962年第1四半期の国際収支

1962年第1四半期の国際収支は465百万ドル(年率19億ドル)の赤字となった。これは前期の赤字1,333百万ドル(年率56億ドル)に比し大きな改善であるが、前年同期の赤字308百万ドル(年率13億ドル)からみると、なおかなり大きい(下表参照)。

同期の商品輸出は50億ドルと前期比3億ドル減、輸入は39億ドルと前期比0.3億ドル減となったが、季節変動を調整するとほぼ前期並みで、年率にして輸出203億ドル輸入157億ドルの水準を続けている。前期の異常な赤字の最大の原因であった民間資本の流出は、季節的な資金の環流などの影響もあって約4億ドル減少し、10億ドルをわずかながら下回った。これらのほか、記録外受取が前期の-565百万ドルから今期の+262百万ドルへと、

#### 最近の米国国際収支推移

(単位・百万ドル)

	1961年					1962年
	計	1/四	2/四	3/四	4/四	1/四
商 品 輸 出	19,915	5,012	4,922	4,673	5,308	5,019
サ ー ビ ス 受 取	8,151	1,808	2,030	1,983	2,330	1,983
外 国 対 米 長 期 投 資	466	122	201	20	123	153
外 国 対 米 非 流 動 投 資	140	76	73	13	4	127
記 錄 外 受 取	- 602	16	- 296	243	- 565	262
商 品 輸 入	14,514	3,400	3,458	3,682	3,974	3,945
サ ー ビ ス 支 払	6,340	1,322	1,599	1,910	1,509	1,386
民 間 対 外 投 資	3,953	989	955	637	1,372	981
直 接 投 資	1,475	441	324	341	369	315
そ の 他 長 期 投 資	1,006	87	276	179	464	312
短 期 投 資	1,472	461	355	117	539	354
政 府 支 出	5,724	1,631	829	1,586	1,678	1,697
贈 与	1,851	478	488	420	465	501
借 款 投 資	926	383	- 415	467	491	441
海 外 軍 事 支 出	2,947	770	756	699	722	755
収 支 差 額 (払)	2,461	308	- 89	909	1,333	465
外 国 保 有 ド ル 増 金	1,719	- 38	241	639	877	275
金 ・ 外 貨 流 出	742	346	- 330	270	456	190
季 節 調 整 済み [ 収 支 差 額 (払) ]	2,461	319	- 176	910	1,408	476

資料: Survey of Current Business, June. 1962.

上下8億ドル(季節調整済みで6億ドル)もの大幅好転を示したことが注目される。カナダの国際収支困難による同国からの資金流入がこの重要な原因とみられている。

#### ◇米国、株式証拠金率の引下げ

連邦準備制度理事会は、7月9日、株式証拠金率(マージン・リクワイアメント)を現行の70%から50%へ引き下げ、翌10日からこれを実施する旨発表した。

先般の株価急落以来、この引下げは広く予想されていたが、理事会では最近における株式信用残高の急減と投機的心理の鎮静とにかくんがみ、今回の引下げに踏み切ったものである。株式信用残高は昨年末56億ドルの記録的水準からいったん減少したあと4月末55億ドルまで再び増加していたが、以降減少に転じ、5月末54億ドルへ、6月中にはさらに大幅な減少を示したものと予想されている。プローカーズ・ローンは、6月6億ドル減と戦後最大の月間減少を記録して、同月末22億ドルとなった。

なお、株価(ダウ工業株30種平均)は6月26日535.76ドルを底として反騰、7月初め以来570ドル台を回復しているが、今回の証拠金引下げを好感して12日には590.27ドルに達した。

#### ◇アルゼンチン、公定歩合などの引上げを実施

アルゼンチン中央銀行は、同国の経済危機に対処する緊急措置の一環として、公定歩合を現行の6%から7%へ、普通預金利子の最高限度を5%から8%へそれぞれ引き上げ、7月10日から実施する旨発表した。

同国のインフレ基調は本年にはいりさらに強まり、外貨準備も政治不安に拍車をかけられて4月中旬まで年初来129百万ドルの減少をみた。このため中央銀行は4月中旬から為替安定操作を中止、以来対ドル相場は82ペソ前後から現在135ペソ付近にまで低落している。このため政府でも国内で生産しうる物資の輸入を全面的に禁止するなど厳格な輸入統制を行なう一方、為替安定資金としてIMFから1億ドルのスタンド・バイ・クレジットを取り付け、また国債発行による民間資金の吸収などの措置を講じつつある。

### 欧州諸国およびアフリカ

#### ◇オーストリア中央銀行、支払準備率引上げ

オーストリア中央銀行は6月27日次の金融引締め措置を決定した。

(1) 支払準備率を0.5%引き上げる(8月1日以降実施)。

## (新準備率)

預金量10百万シリングをこえる金融機関

当座および定期預金 10%

貯 蓋 預 金 8%

預金量10百万シリング未満の金融機関

預金種目を問わず一律 6%

(2) 中央銀行の保有する1年もの政府証券(利率3.5%)220百万シリングを市中銀行に売却する。

同国経済は昨年以降ブーム状態にあり、最近では生産・雇用水準の上昇とともに物価の騰勢が目立っている。しかも金融機関貸出は増勢を続ける反面、外資流入によって金融市場は緩和傾向を続けている。今回の措置は1月の引締め措置(支払準備率0.5%引上げ、中央銀行保有政府証券560百万シリング市中売却、および金融機関の貸出増加限度圧縮など)に統いて過剰流動性を吸収して信用膨張によるインフレの発展を阻止しようとするものである。

## ◇オーストリアの為替自由化

オーストリア国立銀行は7月5日、同国居住者が同国公認金融機関を経由して外国証券を購入する場合は今後特別の許可を要しない旨発表した。本措置はオーストリア政府が7月1日以降GATT加盟国に対する自由化率を75%(従来70%)に引き上げたのに続く自由化措置であり、居住者の外国証券取得などに関するEEC諸国の取扱いに歩調をそろえようとしたものとみられているが、いずれにせよ同国通貨の完全交換性への前進を示すものとして注目される。

## ◇アフリカ共同市場の設立の動き

アフリカのカサブランカ派6か国(アラブ連合、モロッコ、ギニア、マリ、アルジェリア、ガーナ)は、6月下旬に開催された首席代表会議の席上、さきに同派経済委員会が決めたいわゆる「アフリカ共同市場」の設立案を承認した。その具体的措置として次の3機関を設けるほか、

- (1) アフリカ経済統一委員会(カイロ)
- (2) アフリカ開発銀行(コナクリ、ギニア)
- (3) アフリカ支払同盟、すなわち決済協定本部(バマコ、マリ)

さらに共同航空会社の設立、商船隊の拡充なども計画している。

この共同市場案は本年10月までに参加各国の批准を得て、来年1月から実施の運びとなる予定であるが、農業と原材料生産に大きく依存し、また関係国相互間に経済

依存関係の乏しい低開発国同士の共同市場だけに、その前途には多くの困難が予想されている。

ア ブ ピ ト

## ◇インド準備銀行、高率適用制度を強化

インド準備銀行は、7月9日以降、高率適用制度(1960年10月新設、本誌35年10月号参照)のうち、①最低歩合適用限度額を半減するとともに、②適用利率についても、従来の第1次、第2次高率の上に新たに第3次高率を設定して、金融引締め措置を強化した。

インドでは、輸入制限の強化(3月)および消費税などの増税案発表(4月)により今春來、諸物価の上昇が目立っており、さらに7月から実施の鉄道運賃値上げ(10~15%)がこれに拍車する懸念がもたれているが、今回の措置はかかる状況に対処してとられたものである。

	従 来	7月9日以降
最低歩合(公定歩合=4%)適用限度額	各行のインド準備銀行に対する法定準備預金額(準備率は要求払預金の5%、定期性預金の2%)の50%	法定準備預金額の25%
高 率 適 用	第1次高率……最低歩合適用限度額をこえてその2倍相当額まで……5% 第2次高率……最低歩合適用限度額の2倍相当額をこえる場合……6%	第1次高率……左に同じ(5%) 第2次高率……最低歩合適用限度額の2倍相当額をこえ4倍相当額まで……6%
		第3次高率……最低歩合適用限度額の4倍相当額をこえる場合……6.5%

## ◇インドの米国援助受入れ

インド政府は、6月21日、米国AID(国際開発局)から4件総額285.2百万ドルにのぼる借款を受ける協定に調印した。本借款は、さきに米国がインドの第3次5か年計画(1961年4月~66年3月)の初年度分として供与を約していた545百万ドルの一部にあたるものである。その概要は次のとおり。

- (1) 200百万ドル……機械、非鉄金属、鋼鉄、肥料などの輸入資金。
- (2) 43百万ドル……ディーゼル機関車の購入資金。

(3) 380万ドル……西ベンガル州の発電所(30万KW)の建設資材輸入資金。

(4) 4.2百万ドル……ビハール州の洗炭工場の建設資材輸入資金。

これらの借款は、いずれもドル返済で、返済期間は10年据置き40年、無利息、手数料年0.75%となっている。

#### ◇タイ、商業銀行法の改正と支払準備率の変更

タイ国政府は、5月1日、新商業銀行法(1945年の商業銀行法を全面的に補足し改訂したもの)を施行、同時に中央銀行(タイランド銀行)は、本法に基づき支払準備率を変更した。

その概要は次のとおりである。

#### 1. 新商業銀行法

##### (1) 商業銀行に対する中央銀行の権限の明確化

イ、商業銀行の各種の預金金利、貸出金利については、中央銀行がその最高限度を決定することを明示した(旧法では間接的規制をなしうるにとどまっていた)。

ロ、商業銀行が1企業に対し貸出しうる限度は、その銀行の資本金の40%とし、40%以上については中央銀行の認可を要することとし、

ハ、また商業銀行の支店開設は、中央銀行の認可事項とした。

##### (2) 商業銀行の支払準備率の変更

従来総預金の9~20%の範囲内で中央銀行が定める率の現金準備を保持することとされていたが、今次改正により5~50%の範囲内で中央銀行の定める率の準備金を保持することとし、さらに準備金に国債の算入を認めることとした。

##### (3) 銀行役員の他業務兼任の禁止

役員の兼任を原因とする役員関係企業融資が多く、しかもこの種貸付が固定化する傾向にあった悪弊を除こうとするもの。

#### 2. 支払準備率などの変更

中央銀行は、5月1日、上記新商業銀行法の施行に伴い、支払準備率を変更するとともに、預金・貸付金利の最高限度を決定した。

##### (1) 支払準備率

商業銀行は、総預金の6%相当額を中央銀行に預入

しなければならない。ただし、うち25%は国債による預入を認める。なお、従来は総預金の10%の現金準備を必要とし、うち半額を中央銀行に預入せしめることとなっていた(商業銀行は、4~5%の現金超過準備を有している現状なので本措置による直接の影響はない模様)。

##### (2) 預金金利の最高限度

要求預金	年利	0.5%
定期預金(3か月未満)	〃	5%
〃(6か月 〃)	〃	6%
〃(6か月以上)	〃	8%

ただし、6か月以上の定期預金利8%は経過規定により1年間に限り認められたもので、明年5月からは7%となる。

##### (3) 貸付金利の最高限度

輸出産業向け	年利	12%
一般企業向け	〃	15%

#### ◇インドネシア、経済指導要綱を発表

スカルノ大統領は5月19日、西イリアン解放闘争のための経済総力の集中に重点をおいた「国家経済指導要綱」を発表した。

本要綱は食糧の増産および農・鉱產品(ゴム、コプラ、錫など)の輸出拡大をうたっているが、とくに注目される点は次のとおりである。

- (1) 輸入代替品の生産を増加するとともに現有生産手段を最大限に利用する。とくに衣料の不足は、国内生産の増強によって極力補充する。
- (2) 外貨予算使用については、西イリアン解放闘争に必要な物資を優先的に確保し、残余を次の順位により割り当てる。

##### ① 食糧(米)

② 既存設備の稼働に必要な原材料、および補充用機械部品

③ 生産手段の拡充に必要な設備、部品

(3) 海外外貨借款は上記①~③に充当し、借款の返済には極力生産物による支払方式を採用する。

(4) 1962年度の財政については、開発関係資本収支(支出規模221億ルピア)の赤字はやむをえないが、経常勘定の収支(同758億ルピア)は均衡を維持する。